

## 昭島市個人情報保護条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人情報の収集及び届出（第7条—第9条）
- 第3章 個人情報の管理（第10条—第12条）
- 第4章 個人情報の利用及び提供（第13条—第14条の3）
- 第5章 個人情報の開示及び訂正等の請求（第15条—第28条）
- 第6章 審査請求があった場合の手続（第29条）
- 第7章 事業者に対する立入調査等（第30条・第31条）
- 第8章 雜則（第32条—第35条）
- 第9章 罰則（第36条—第40条）

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについて定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除並びに目的外の利用及び提供の中止を請求する市民の権利を明らかにし、もって市民の基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報を保有されている者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）又は市民の個人情報を保有し、若しくは保有しようとする法人等をいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

## (実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、当該実施機関が保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、市民の基本的人権を侵害することのないよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報保護の重要性を認識し、相互に基本的人権を侵害することのないよう努めなければならない。

2 自己に係る個人情報を実施機関に提供する者は、正確な情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報保護の普及促進)

第6条 市長は、事業者及び市民において個人情報保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

第2章 個人情報の収集及び届出

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報（以下「思想等に関する個人情報」という。）については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために思想等に関する個人情報が必要かつ欠くことのできない場合で、あらかじめ昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは、事務の適正な執行に支障が生じると認めるとき。
- (7) 第13条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本人以外から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。

(個人情報取扱事務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、昭島市規則（以

下「規則」という。)で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。  
届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的
- (2) 個人情報を取り扱う組織の名称
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報の主な収集先
- (8) 個人情報の経常的な目的外の利用及び提供の内容

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、  
規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(届出事項の公表及び閲覧)

第9条 実施機関は、前条第1項又は第2項の規定による届出があった事項(以下「届出事項」という。)について、公表するものとする。

2 市長は、届出事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

### 第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、当該実施機関が保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、当該実施機関が保有する個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託等に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(委託を受けたもの等の責務)

第12条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止を図り、当該個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた事務又は前項の指定管理者が行う公の施設の管理に係る事務(以下これらを「受託等個人情報取扱事務」という。)に従事している者又は従事していた者は、当該受託等個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第4章 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

- 第13条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。）を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に規定する個人情報の利用及び提供をすることができる。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認めるととき。
  - (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不适当に侵害するおそれがないと認めるととき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該利用及び提供が必要であると認められる場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。
- 3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた特定個人情報の当該実施機関内における利用をしてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、同項に規定する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用をすることができる。
- 5 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の当該実施機関以外のものへの提供をしてはならない。
- 6 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供をしようとするときは、本人及び第三者の権利利益を不适当に侵害するがないようにしなければならない。

(外部提供の制限)

- 第14条 実施機関は、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合には、当該提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。
- 2 実施機関は、電気通信回線による電子計算機の結合により、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の規定により、住民票に記録されている事項（次条において「住民票記録事項」という。）を市長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の区市町村の区市町村長そ

の他の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行う事務を処理する場合

(2) 法又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の規定により、次に掲げる事項を市長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行う事務を処理する場合

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所

オ 個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

カ 住民票コード（法第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）

キ 法第30条の6第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの

ク 法第9条第1項の規定による通知を受けた旨

（住民基本台帳に係る個人情報の保護）

第14条の2 市長は、住民票記録事項を市長の使用に係る電子計算機と都知事又は他の区市町村の区市町村長その他の執行機関の使用に係る電子計算機との間で電気通信回線を通じて送受信することによって行う事務の処理（次項において「住民票記録事項電子計算機処理」という。）に当たり、住民票記録事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 市長は、住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情（住民票記録事項に係るものに限る。）及びその処理の内容について、毎年1回以上、審議会に報告しなければならない。

（情報提供ネットワークシステムによる外部提供）

第14条の3 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理する情報提供ネットワークシステムをいう。）により実施機関が保有する特定個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合については、第14条第2項の規定は適用しない。

2 実施機関は、前項の規定による提供を行うに当たり、当該特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、第1項の規定による提供により発生した苦情（当該特定個人情報に係るものに限る。）及びその処理の内容について、毎年1回以上、審議会に報告しなければならない。

## 第5章 個人情報の開示及び訂正等の請求

（開示請求）

第15条 市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報で次に掲げるものの開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 電子計算機による処理を行うため、電磁的媒体等に記録されている個人情報で、現に事務の用に供しているもの

(2) 前号に掲げるものを除き、公文書（昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2

号。以下「公開条例」という。) 第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。) であって、平成8年4月1日以後に作成し、又は取得したもの、同日前に長期保存とされているもの及び常時利用する必要があると認める文書として管理されているものに記録されている個人情報

- 2 未成年者の法定代理人又は成年後見人(特定個人情報の開示請求にあっては、未成年者の法定代理人、成年後見人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所(特定個人情報の開示請求にあっては、氏名、住所及び個人番号)
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

- 2 開示請求をしようとする者は、開示請求書の提出に併せ、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるもの(以下「自己確認に関する書類」という。)を提示しなければならない。この場合において、実施機関は、必要と認めるときは、提示された自己確認に関する書類又はその写しの提出を求めることができる。

(開示請求に対する決定)

第17条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該開示請求書を提出した者(以下「開示請求者」という。)に対して、開示請求に係る個人情報を開示する旨若しくは開示しない旨の決定をし、又は第20条の2の規定により当該開示請求を拒否することが適当であると認めるときは当該開示請求を拒否する旨の決定をしなければならない。この場合において、実施機関が開示請求に係る個人情報を保有していないときは、開示しない旨の決定をするものとする。

- 2 実施機関は、前項の決定(以下「開示等の決定」という。)をしたときは、速やかに書面により開示請求者に通知しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、開示請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に開示等の決定をすることができない理由及び延長の期間を、速やかに書面により開示請求者に通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により、開示しない旨の決定(第20条の規定により個人情報の一部を開示しない場合を含む。)又は開示請求を拒否する旨の決定(以下「不開示等の決定」という。)をしたときは、第2項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

(開示の方法)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により、個人情報を開示する旨の決定(以下「開示

決定」という。) をしたときは、速やかに開示請求者に対して個人情報の開示をしなければならない。

- 2 個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定した日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己確認に関する書類を提示しなければならない。
- 3 個人情報の開示は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
  - (1) 第15条第1項第1号に掲げる個人情報については、個人情報が記録された電磁的媒体等から印字装置を用いて出力した物の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
  - (2) 第15条第1項第2号に掲げる個人情報については、個人情報が記録された物の当該個人情報に係る部分の閲覧若しくは視聴又は写しの交付
- 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録された物を直接開示することにより、当該個人情報が記録された物の保存に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録された物の写し又は当該個人情報が記録された物から採録されたもの若しくはその写しにより開示することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認めるもの
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、本人に開示しないことが正当であると認めるもの
- (3) 調査、争訟等に関する個人情報であって開示することにより、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるもの
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(個人情報の一部開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報(以下「不開示情報」という。)とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらを容易に分離することができるときは、不開示情報の部分を除いて、個人情報の開示をしなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正請求)

第21条 市民は、開示決定を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(削除請求)

第22条 市民は、実施機関が保有する自己の個人情報(情報提供等記録を除く。次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、そ

の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき。
- (2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (3) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

（中止請求）

第23条 市民は、実施機関が保有する自己の個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その目的外の利用及び提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

- (1) 第13条第1項から第4項までの規定に違反して利用されているとき。
- (2) 第13条第1項、第2項若しくは第5項又は第14条第2項の規定に違反して提供されているとき。

（準用）

第24条 第15条第2項の規定は、訂正請求、削除請求及び中止請求（以下「訂正等請求」という。）について準用する。

（訂正等請求の方法）

第25条 訂正等請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正等請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所（特定個人情報の訂正等請求にあっては、氏名、住所及び個人番号）
- (2) 訂正等請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正、削除又は目的外の利用及び提供の中止を求める内容

2 訂正請求をしようとする者は、訂正等請求書の提出に併せ、当該訂正請求により訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等（以下「事実確認に関する書類等」という。）を提示しなければならない。この場合において、実施機関は、必要と認めるときは、提示された事実確認に関する書類等又はその写しの提出を求めることができる。

3 第16条第2項の規定は、訂正等請求について準用する。

（訂正等請求に対する決定）

第26条 実施機関は、訂正等請求書を受理したときは、必要な調査を行い、受理した日の翌日から起算して30日以内に、当該訂正等請求書を提出した者（以下「訂正等請求者」という。）に対して、次のいずれかの決定をしなければならない。

- (1) 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定
- (2) 削除請求に係る個人情報を削除する旨又は削除しない旨の決定
- (3) 中止請求に係る個人情報の目的外の利用及び提供を中止する旨又は中止しない旨の決定

2 前項の場合において、実施機関は、削除請求に係る個人情報を保有していないときは削除しない旨の決定を、中止請求に係る個人情報を保有していないとき、又は中止請求に係る個人情報の目的外の利用及び提供をしていないとき、並びにしようとしていないときは

中止しない旨の決定をするものとする。

- 3 実施機関は、前2項の決定（以下「訂正等の決定」という。）をしたときは、速やかに書面により訂正等請求者に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により、訂正しない旨、削除しない旨若しくは中止しない旨の決定（以下「訂正等しない旨の決定」という。）をしたときは、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第17条第3項の規定は、訂正等の決定について準用する。

（訂正等の方法）

第27条 実施機関は、前条第1項の規定により、訂正する旨、削除する旨又は中止する旨の決定をしたときは、同条第3項の規定による通知をする前に、訂正等請求に係る個人情報を訂正し、若しくは削除し、又は訂正等請求に係る個人情報の目的外の利用及び提供を中止しなければならない。

- 2 実施機関は、中止請求があったときは、当該中止請求に係る前条第3項の規定による通知をするまで（前項の規定により当該中止請求に係る個人情報の目的外の利用及び提供を中止するときは、当該中止するまで）の間、当該中止請求に係る個人情報の目的外の利用及び提供を停止しなければならない。ただし、当該停止することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生じるときは、この限りでない。

（個人情報の提供先への通知）

第27条の2 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（費用の負担）

第28条 この条例に基づく個人情報の開示、訂正及び削除並びに目的外の利用及び提供の中止に係る費用については、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第18条第3項の規定により、個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、当該写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

## 第6章 審査請求があった場合の手続

第29条 開示等の決定又は訂正等の決定について不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の審査請求があった場合には、当該審査請求に係る実施機関は、次に掲げる場合を除き、昭島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。
  - （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - （2） 不開示等の決定又は訂正等しない旨の決定を取り消す場合

- 4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 5 第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次号において同じ。）
  - (2) 開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

## 第7章 事業者に対する立入調査等

### （事業者に対する立入調査等）

第30条 市長は、事業者が個人情報の取扱いに関し市民の基本的人権を侵害していると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して立入調査等の協力を求めることができる。

- 2 市長は、事業者が個人情報の取扱いに関し市民の基本的人権を侵害しているときは、当該事業者に対して、個人情報を適正に取り扱うよう指導し、又は勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に意見を述べる等の機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

### （公共的団体等に対する協力要請）

第31条 市長は、市が出資している法人及び事業運営費を助成している公共的団体（以下「公共的団体等」という。）に対して、この条例の趣旨に基づき、当該公共的団体等が保有する個人情報について適正な取扱いをするよう協力を要請するものとする。

## 第8章 雜則

### （他の制度との調整）

第32条 この条例は、法令又は他の条例により個人情報の閲覧、縦覧、訂正、削除又は利用及び提供の中止（以下「閲覧等」という。）に関し規定されている場合における当該個人情報（特定個人情報を除く。）の閲覧等については、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、公開条例は、適用しない。

- 2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
  - (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
  - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 3 この条例は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。

### （苦情処理）

第32条の2 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(国及び地方公共団体との協力)

第33条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。

(運用状況等の公表)

第34条 市長は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度についての運用状況並びに第14条の2第2項及び第14条の3第3項の規定による報告並びに昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号）第2条第2項及び第3項の規定による建議の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 罰則

(罰則)

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託等個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第36条又は第37条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(昭島市電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例の廃止)

2 昭島市電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例（平成3年昭島市条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の昭島市電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例の規定によりなされた開示請求及び訂正等の請求については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に行われている思想等に関する個人情報の収集についての第7条第2項の規定の適用については、同項第2号中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。
- 5 この条例の施行の際、現に行われている個人情報の本人以外からの収集についての第7条第3項の規定の適用については、同項第8号中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。
- 6 第8条の規定は、この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務についても適用する。この場合において、当該事務についての同条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは」とあるのは、「現に行われている個人情報を取り扱う事務については」とする。
- 7 この条例の施行の際、現に行われている目的外の利用及び提供についての第13条第2項の規定の適用については、同項第6号中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。

(任意的開示)

- 8 実施機関は、平成8年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書（長期保存とされているもの及び常時利用する必要があると認める文書として管理されているものを除く。）に記録されている自己の個人情報（電子計算機による処理を行うため電磁的媒体等に記録されているものを除く。）の開示の申出があったときは、申出に応じるよう努めるものとする。
- 9 第28条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合について準用する。

(任意的訂正)

- 10 実施機関は、附則第8項の申出に応じて開示された自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者から、訂正の申出があったときは、申出に応じるよう努めるものとする。